

## 国が示す学校の適正規模と適正配置

学校の集団規模の確保は、質の高い教育の維持継続や、教職員の指導体制の充実、円滑な学校運営にあたり重要です。

学校教育法施行規則では、規模の標準は小学校、中学校とも12学級以上18学級以下です。ただし、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と弾力的なものになっています。平成27年度に国が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」においても、「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められています。

また、通学距離について、小学校が概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6km以内という基準があり、また、通学時間としては、小・中学校ともに概ね1時間以内を目安としています。

適正規模	下限	上限
小学校	12学級	18学級
中学校	12学級	18学級

適正配置	通学距離	通学時間
小学校	概ね4キロメートル以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6キロメートル以内	

## 学級編制の基準

### 1 学年あたりの児童生徒数について（学級編制の基準）

1 学年あたりの児童生徒数については、各都道府県教育委員会が「基準」を設けています。愛媛県では令和7年度から「学級編制の標準」と同様の「学級編制基準」を設けています。

学年	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
国（基準）	35	35	35	35	35	35	40	40	40
愛媛県	35	35	35	35	35	35	40	40	40

※令和7年度現在

学年ごとの児童生徒数により学級が編成されるため、児童生徒数の増減により、学級数も増減します。また、学級数で教職員の人数も算定されるため、学級数の増減により教職員数も増減します。